

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 20 日現在

機関番号：32601

研究種目：基盤研究(B) (海外学術調査)

研究期間：2014～2016

課題番号：26301009

研究課題名(和文) 東アジア諸国における労働争議の法的・実態分析

研究課題名(英文) Legal and practical study on labour conflicts of association in East Asia

研究代表者

藤川 久昭 (FUJIKAWA, Hisaaki)

青山学院大学・法学部・教授

研究者番号：30286223

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 12,200,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、研究蓄積が乏しかった東アジア諸国における労働争議の法的・実態について本格的な学術調査を行うものだが、極めて多くの諸成果を公刊でき、当初の目的通りの成果を上げた。具体的には、東アジア諸国における労働争議法制の特徴を抽出できたこと(新しい研究課題への対応ができたという成果)、研究対象国の労働争議及び法制の現状と課題について解明したこと(アジア労働法研究の前提となる各種研究素材を作ることができたという成果)、国際シンポジウムや定例研究会によって、日本を含むアジア各国の研究者、行政機関等との関係及び研究ネットワークを維持発展できたという成果を挙げた。特に国際シンポジウムは大成功に終わった。

研究成果の概要(英文)：We, all of members of this research, could find our academic important findings, therefore, publish a lot of academic papers, make many academic presentations and contribute developing Asian Labour Law study, base on our research activities as bellows. Namely, we could analyze and find out 1. the features of Labour Legislation and practices concerning labour conflicts in East Asian countries, 2 the actual aspects, theoretical problems and challenges of labour conflicts and its legislation in East Asian countries. Through this research, we could maintain and develop the academic network on Asian Labour Law studies with Asian academic scholars, government related organizations and non governmental organizations, based on the periodical research meetings and the international conference with Japanses and Asian academics. Especially, our international meeting should be so successful.

研究分野：労働法

キーワード：アジア労働法 労働争議 アジア法 労働法 労働組合 労使関係 比較法 アジア

1. 研究開始当初の背景

アジア諸国では、近年、民主化の進展、経済発展等の要因により、各種法制度整備、とりわけ、労働法制整備のニーズが高まり、各種国際機関、先進国等から、いわゆる労働法整備支援を受けてきた。そして、このような法整備支援を受けたアジア諸国の労働法制は、独自の発展を遂げようとしつつある。かつて単なる「飾り窓」にすぎなかったアジア諸国の労働法はようやく「実質化」しようとしているのである。

しかるに、アジア諸国における労働法制の実質的展開を、理論および実務的両面から研究する本格的活動は存在しなかった。それは、労働法分野における比較法の研究対象が、欧米諸国が中心であったという要因もある。そこで、1990年代初頭より、各国研究という形で、アジア労働法制を研究しつづけてきたアジア労働法研究会（本研究組織の研究代表者・分担者を中心に組織する）は、東アジア諸国の労働法制について、本格的な研究活動を行うこととした。具体的にはこれまで2期に分けて取り組んできた。

第一期は、「東アジア諸国における労働法整備支援と労働契約法制の展開」（文科省科研費基盤研究（B）海外学術調査、平成20～22年）という学術研究活動である。主に東南アジア諸国を対象とした。本研究課題への取り組みの結果、これまで必ずしも明らかにされてこなかった、アジア労働法の労働契約実定法制が著しく進展していること、裁判所による判例法理が展開していること、労働行政の実務的対応が開始していること等が析出された。この研究によって、東アジア諸国の労働法制に関する「総論的」研究の足がかりが得られるとともに、東アジア諸国においても、労働契約法制における各論的課題が重要な問題になっていることが判明した。

第二期は、「東アジア諸国における非典型雇用の法的・実態分析」（文科省科研費基盤研究（B）海外学術調査、平成23～25年）という学術研究活動である。本研究は、第一期で得られた成果をもとに、南アジア諸国の本格的な研究も開始するとともに、「非典型雇用」という各論的テーマについて、法制度、社会的保護、移民労働、ジェンダー、労働組合という観点から総合的に分析を行ったものである。その結果、多面的に、東アジア諸国の非正規労働者の問題点に迫ることができ、東アジア諸国における非正規雇用の法的・実務的課題について、研究の先鞭をつけることができた。特に、非典型雇用の多様性は、欧米労働法制的な発想では把握しきれないところがあり、アジア労働法と労使関係の特殊性に関する理論的検討の必要性が一層浮き彫りとなった。

このように、以上のような学術研究活動を通して、東アジア諸国の労働法制について、単なる法的側面のみならず、実態的に解明することが可能となった。そのみならず、こ

れまで構築してきたアジア労働法研究ネットワークを、さらに大きく発展させることができた。

このような研究過程で、直近の重要テーマとして浮上してきたのが、「労働争議」問題である。東アジア諸国では、これまでは、権威主義的な統治等のために、労働者および労働組合は、団結権の制限を受けてきたがそれらの制限が緩和されてきたこと、労働者が労働条件の向上を訴える機会が増加し、団体交渉による解決がなされない場合にストライキが発生していること、などが背景である。いわゆる山猫ストのようなケースも多々生じている。そのために、労働争議問題は、社会的、経済的および政治的に極めて重要なホットイシューとなっている。

加えて、労働争議問題は、日系企業をはじめとする外資企業にとって深刻な問題となっている。規模の大きい労働争議が頻発しているからである。具体的にはインドのマルチスズキ争議、インドネシアプカシ地区でのスウィーピング問題、中国シンセン地区での賃金上げ争議等である。

そこで我々は、2013年6月のアジア法学会にて、「アジアに進出した日系企業の労使紛争処理」というテーマで研究発表を行うこととした。本報告は、対象国を中国（山下昇）、ベトナム（斉藤善久）、インドネシア（藤川久昭）、インド（香川孝三）に限定した上で、労使紛争がどのような手続で処理されているのか分析し、日系企業での特徴の有無を検証したものである。

2. 研究の目的

しかし、上記シンポジウムでの研究は、あくまでも、「限定」的な研究であった。

第1に、時間の制約などもあり、対象国が特に話題となっている国に限定されたことである。東アジア諸国における労働争議について研究を行うには、カンボジア等の東南アジア諸国のみならず、バングラディッシュ、パキスタン、スリランカなどにも視野を広げなければならない。

第2に、日系企業における問題点のみしか扱っていないことである。アジア各国における、自国企業における労働争議の実態については、必ずしも十分に取り扱われていないのである。そこでわれわれは、上記シンポジウムでの問題提起をもとに、「東アジア諸国における労働争議の法的・実態的分析」というテーマで、本格的な海外学術研究を行うこととし、今回の研究を行うに至った次第である。

まず、本テーマに関する研究のために、決定的に不足しているのは、特に現実的側面の研究に関する各種素材である。本研究は、労働関連分野等において、十分な蓄積がない分野だからである。そこで、本研究では、下述する研究対象国各国、諸機関を訪問し、それらの協力をえながら現地実態調査を行い、これらの各種素材を収集するとともに、これま

での研究にて構築された研究ネットワークの維持・発展を行うことを目的とする。

次に、本研究テーマの海外研究対象国であるが、第二期の研究と同様に、単なる各国研究で終わらせることなく、次の5類型を設定する。社会主義国で資本主義経済体制に（一部）適応しようとしている国、近年経済発展の取組みを開始し、なお途上にある国、経済発展に取り組んできたものの必ずしも成功していない国、経済発展著しい国、一定以上の経済発展を遂げた国にわけて、現実および課題を分析したい。具体的には、についてはベトナム・ラオス、ミャンマー、についてはバングラディシュ、パキスタン、についてはフィリピン、スリランカ、ネパール、についてはインド、マレーシア、タイ、インドネシア、については中国、韓国、台湾、シンガポールを選定して海外学術調査を行う。もっとも、研究分担については、費用面を考えて合理的経路が構築できるように設定する。

最後に、上記の現実的側面で得た「情報」をもとに、非正規雇用に関する重要論点を設定し、学術的研究を各国研究に止まらせることなく、横断的な比較研究も行う。すなわち、A労働争議の実態、B労働争議と経済発展、C労働争議と政治体制、D労働争議と労働法制、E労働争議と非典型雇用、F労働争議とジェンダー、G労働争議と外資系企業の7点である。

3. 研究の方法

本研究では、研究目的を実現するために、まず、本調査研究対象国を5類型に分類する。すなわち、社会主義国で資本主義経済体制に適応しようとしている国、近年経済発展の取組みを開始し途上にある国、経済発展に取り組んできたものの必ずしも成功していない国、経済発展著しい国、一定以上の経済発展を遂げた国である。これらについて各国研究としての作業（比較法的研究・法社会学的研究）を十分に行う。次に、単なる各国研究に終わらせることがないように、A労働争議の実態、B労働争議と経済発展、C労働争議と政治体制、D労働争議と労働法制、E労働争議と非典型雇用、F労働争議とジェンダー、G労働争議と外資系企業の7点から分析を行うという方法によって研究を行う。そして、このような研究作業を、研究対象国でのヒアリング実態調査、文献調査、研究会開催、国際シンポジウム開催等の方法で行う。

4. 研究成果

具体的な研究成果は、5.を参照されたい。ここでは、総論的に次の5点を指摘する。

第1に、労働法と関連分野において、本テーマは、本格的にはほとんど手がつけられていない研究であることである。

第2に、法社会学的手法を踏まえて実態調査を行う点で、単なる法的研究に終わっ

ていない点である。第3に、今期の研究は、南アジア諸国の労働法制と労使関係の本格的な研究を行うという点である。第4に、日本企業にとっても切実な問題であることから、本研究の成果は、実務的にも大いに必要とされるという社会的意義である。第4に、国際労働機関等の国際機関、各国の労働行政機関（インドネシア労働移住省、韓国労働部等）、海外研究者（韓国外国語大学イジョン教授、中国人民大学チャンガイ教授、台湾大学ワンナックン准教授等）等のアジア労働法研究ネットワークをフルに活用するとともに、国際シンポジウムによって研究成果の発信を行う点である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計22件)

香川孝三、「アセアン経済共同体とベトナムの労働運動」、『労働調査 552号』,17-20頁,査読無(2016)

香川孝三、「アセアン経済統合と労働問題」、『国際産研』35号49-76頁,査読無(2016)

齊藤善久、「ベトナムにおける「労働力輸出」産業の実態と問題点」、『季刊労働法』,248号,208-220頁,査読無,(2016)

齊藤善久、「外国人技能実習適止化法案」、『季刊労働法』,251号,92-101頁,査読無,(2016)

吾郷眞一、「条約勧告適用専門家委員会の現況と日本の課題「新旧国際専門家委員会委員の公開座談会 - Work & Life = ワークアンドライフ」」、『世界の労働』,2015年5号,26-32頁,査読無,(2015)

吾郷眞一、「人の国際移動と労働-国際組織の役割-」、『立命館法学』,357・358号,1-21頁,査読無,(2015)

香川孝三、「ベトナムにおけるジェンダーの視点からみる家族制度と労働の形態」、『日本ジェンダー研究』,18号,29-42頁,査読無,(2015)

香川孝三、「ミャンマーの最低賃金制度」、『季刊労働法』,251号,130-139頁,査読無(2015)

香川孝三、「ASEAN 経済統合が各国労働法制に与える影響」、『Business Labor Trend』,489号,4-11頁,査読無(2015)

香川孝三、「児童労働撲滅を目指す国際的動向」、『季刊労働法』,249号,2-13頁,査読無,(2015)

神尾真知子、「男女雇用機会均等法の立法論的課題」、『日本労働法学会誌』,126号,127-137頁,査読無,(2015)

神尾真知子、「フランスの女男職業平等規定の法実効性:団体交渉と労働監督制度」、『女性空間- Espace Des Femmes』,32号,72-81頁,査読無,(2015)

齊藤善久、「ベトナム最低賃金及び賃金支払い方法をめぐる問題点」、『Business Labor Trend』,2015年12号,26-29頁,査読無,(2015)

山下昇「中国の解雇法理の研究」、『法政研

究』,82巻,2・3号,569 - 594頁,査読無,(2015)
吾郷眞一,「日本とILO,批准した条約の適用と未批准条約の課題」,『Intl' lecowk:イントレコウク(国際労働研究)』,69,(公)国際経済労働研究所,15-21頁,査読無,(2014)
香川孝三,「ベトナムの最低賃金制度」,『季刊労働法』,245号,235 - 247頁,査読無,(2014)
香川孝三,「ミャンマーの労働争議解決法の意義」,『季刊労働法』,244号,150-161頁,査読無,(2014)
香川孝三,「インドの労使紛争処理手続」,『アジア法研究』,7号,159 - 172頁,査読無,(2014)
神尾真知子,「韓国の女性労働法制と課題」,『季刊労働法』,246号,259-271頁,査読無,(2014)
藤川久昭,「インドネシアにおいて日系企業が直面する主要な労務問題と法」,『アジア法研究』,7号,159 - 172頁,査読無,(2014)
山下昇,「中国における労働法の適用対象」,『法政研究』,81巻,3号,315-348頁,査読無,(2014)
山下昇,「中国における労使紛争処理制度」,『アジア法研究』7号,115-125頁,査読無,(2014)
〔図書〕(計6件)
共著,香川孝三,『インドの労働・雇用・社会』(木曾順子、北澤謙との共著),労働政策研究・研修機構,1 - 33頁,111 - 143頁,174 - 234頁,査読有(2016)
編著,藤川久昭,『裁判例から学ぶ建設業のメンタルヘルス』,建災防,全72頁,査読無(2016)
共著,藤川久昭,「職場における紐帯と法—安全配慮義務法理と新しい合意法理を素材にして」,『現代国家と市民社会の構造転換と法—学際的アプローチ』,日本評論社,289-310頁,査読無(2016)
共著,香川孝三,「児童労働」,初瀬龍平等『国際関係のなかの子どもたち』,晃洋書房,27 - 41頁,査読無,(2015)
共著,香川孝三,「ベトナムのジェンダー」,川島典子・三宅えり子編『アジアのジェンダー』(第2版),241 - 256頁,査読無,(2015),
共著,神尾真知子,『フロンティア労働法(第2版)』,法律文化社,全284頁,査読無,(2014)

6. 研究組織

(1)研究代表者

藤川 久昭(FUJIKAWA, Hisaaki) 青山学院大学・法学部・教授 研究者番号 30286223

(2)研究分担者

吾郷 眞一(AGO, Shinichi) 立命館大学・法学部・教授 研究者番号 50114202

新谷 眞人(ARAYA, Masato) 日本大学・法学部・教授 研究者番号 20405682

押見(齊藤) 善久(OSHIMI (SAITOH), Yoshihisa) 神戸大学・国際協力研究科・准教授 研究者番号 10399785

香川 孝三(KAGAWA, Kozo) 大阪女学院大学・国際・英語学部・教授 研究者番号 20019087

村岡(神尾) 真知子 (MURAOKA (KAMIO), Machiko) 日本大学・法学部・教授 研究者番号 80219881

山下 昇(YAMASHITA, Noboru) 九州大学・法学研究科・教授 研究者番号 60352118

楊 林凱(YANG, Lingai) 青山学院大学・法学部・准教授 研究者番号 50433694

吉田 美喜夫(YOSHIDA, Mikio) 立命館大学・法科大学院・教授 研究者番号 70148386